令和５年１月３１日

各指定居宅介護支援事業所 管理者 様

指導監査課長

特定事業所加算の算定に係る管理者と介護支援専門員の兼務について

日頃より、船橋市の介護保険事業にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

この度、居宅介護支援における特定事業所加算（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及びA）の算定に係る人員配置要件について、厚生労働省に下記の通り確認しましたのでお知らせします。

記

１ 確認内容（特定事業所加算の算定に係る人員配置要件）

(1) 特定事業所加算の人員配置要件である「専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の**介護支援専門員**」に、管理者を兼務する介護支援専門員は**含まれません**。

(2) 特定事業所加算の人員配置要件である「専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の**主任介護支援専門員**」に、管理者を兼務する**主任**介護支援専門員は**含まれます**。

２ 具体的な取り扱い

主任介護支援専門員の配置要件

加算区分	算定要件
Ⅰ	専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を２名以上配置していること。
Ⅱ Ⅲ A	専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を１名以上配置していること。

⇒管理者が主任介護支援専門員の場合、上記の人数に**含むことができます**。

介護支援専門員の配置要件

加算区分	算定要件
Ⅰ Ⅱ	専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を３名以上配置していること。※主任介護支援専門員とは別に配置が必要
Ⅲ	専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を２名以上配置していること。※主任介護支援専門員とは別に配置が必要
A	専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を１名以上に加え、常勤換算方法で１以上配置していること。※主任介護支援専門員とは別に配置が必要

⇒管理者が介護支援専門員の場合、上記の加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ａの**専従常勤の介護支援専門員**の人数には含みませんが、加算Ａの「**常勤換算方法で１以上**」の人数には常勤１として含むことができます。

３ 今後の取扱い

(1) 今後、新たに特定事業所加算の算定を開始する事業所

上記の人員配置要件及び他の要件を満たしていることを確認のうえ、届出をしてください。

(2) 既に、特定事業所加算を算定している事業所

上記１の内容を踏まえたうえで、特定事業所加算の要件を満たしているか再度確認し、本通知により人員配置要件を満たさなくなる場合には、必要な人員を配置するか、令和５年（2023 年）３月１５日（水）までに、下位区分への変更又は加算算定の取り下げの届出を行ってください。

令和５年４月１日以降、運営指導時等における指導や届出の審査において、人員配置要件を満たしていない場合は、指導等の対象となります。その場合の報酬上の取扱いについては、各保険者にご確認ください。

加算の届出に関しては、船橋市ホームページをご参照ください。

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/01/p018130.html

トップ ＞ 産業・事業者向け ＞ 福祉・子育て支援事業者 ＞ 高齢者福祉サービス事業者 ＞ 居宅サービス事業者の指定・届出 ＞ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出（訪問・通所系サービス）

船橋市福祉サービス部　指導監査課指導監査第三係
〒273-0011 千葉県船橋市湊町 2-8-11
Tel 047-436-2782　Fax 047-436-2139